

(案)

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備

### (施設整備相談・設計・監理)業務委託に関する覚書

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「甲」という。）と ○○○（以下「乙」という。）は、甲が実施する地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備(施設整備相談・設計・監理)業務委託に関する乙の業務(以下「本業務」という。)について、次のとおり覚書(以下「本覚書」)を締結する。

#### 第1条(目的)

本覚書は、本業務の実施にあたり、甲からの相談・依頼に基づき、乙が実施をすることにより、甲乙が互いに連携・協力して業務の速やかな進行を図ることを目的とする。

#### 第2条(本業務の範囲)

本業務に係る具体的な内容は次のとおりとする。

##### 【事前相談業務】

機構保有の施設整備計画に基づいた施設整備の相談対応、現地調査による施設整備の実施方法の提案など、機構が実施方針を決定する際の支援、工事概算(設計委託料・工事監理費を含む)の算定等を行う。相談案件、相談数等甲乙別途協議を行う。なお協議前に甲より乙に協議依頼を提出する。

- ① 本業務に関する予算概算書の作成
- ② 本業務の実施にあたり必要となるアドバイス等の支援

##### 【契約業務】

- ① 本業務に関する工事または業務委託の発注支援
  - ・設計図、仕様書、積算・金入れの作成
  - ・工事監理
  - ・見積書の精査
- ② その他本業務の実施にあたり必要となる支援

#### 第3条(本業務に係る費用)

前条の事前相談業務に係る費用は無償とする。また、事前相談業務の結果、乙に生ずる契約業務については、第4条から第7条による。

#### 第4条(委託契約)

契約業務については、乙は甲に見積書を提出し、甲乙協議のうえ業務委託契約を締結する。

#### 第5条(契約業務に係る検査・支払)

- 1 乙は業務を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 乙は委託者が依頼した業務を完了したときは、業務委託料を請求することができる。
- 3 甲は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日以内に業務委託料を支払わなければならない。

#### 第6条(契約業務の再委託)

乙は契約業務を再委託する場合、書面により甲に届け出るものとし、本件業務の総合的企画、業務遂行管理及び業務の手法の決定等を第三者に再委託できない。なお、乙は当該第三者に対し、本覚書における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を含む)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合の届け出は不要とする。

#### 第7条(覚書期間)

- 1 本覚書の期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、相手方に本覚書に規定された重大な違反があると認めた場合、30日間の期間を定めてその是正を勧告し、その期間内には是正されないときは本覚書を解除することができる。
- 3 甲乙合意の上3年を超えない範囲でこの覚書の期間を延長できる。ただし、延長する場合は3か月前までに通知を行う。

#### 第8条(機密保持)

- 1 機密情報とは、有形無形を問わず、本覚書に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。
- 2 乙は甲から提供された機密情報について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
- 3 乙は機密情報について、本覚書の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
- 4 本条の規定は、本覚書終了後または期間満了後も有効に存続する。

#### 第9条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲は、乙が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊

知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本覚書を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本覚書を解除することができる。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する。
- 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが覚書締結後に判明した場合には、ただちに覚書を解除し、又は覚書解除のための措置を取らなければならない。
- 乙が、本項の規定に反した場合には、甲は本覚書を解除することができる。
- 4 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。
- 乙が本項の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要せずに、本覚書を解除することができる。
- 5 甲が本条各項の規定により本覚書を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

#### 第10条(損害賠償)

甲及び乙は、本覚書に違反して他方に損害を与えた場合、本覚書の解約の有無にかかわ

らず当該損害について賠償する責任を負う。但し、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害については、賠償責任を負わない。

#### 第 11 条(紛争の解決)

- 1 この覚書に関して甲乙間で紛争が生じた場合には、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申立てを行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議のうえ、仲裁合意書に基づいて、仲裁の申立てを行うことができる。

#### 第 12 条(定めのない事項)

本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲

①

乙

①